

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公

共施設の管理)

第二十条の二 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、第十九条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができる。

第二十条の三 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十九条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ國又は当該地方公

共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するも

の及び処分管理計画で特別の定めをしたものと除き、第十九条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という。)として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、國)に帰属するものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第二十一条 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)

第二十二条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一 当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること。

二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三 讓渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第二十三条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第二十四条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第二十五条 第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権とする者は、施行者は、工業団地造成事業の施

地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めることにより、当事者が施行者であつた者の長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

1 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

2 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

3 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)その他の法律により当該造成工場敷地が收用され、又は使用される場合

4 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第二十六条 施行者であつた者は、第十九条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

(建築物等の収用の請求)

第二十六条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用ができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(費用の負担)

第二十七条 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関する書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくして、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確定することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達した

行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定められた標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第二十六条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者は又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第二十六条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用ができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(費用の負担)

第二十七条 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第二十七条の二 施行者又は施行者であつた者は、工業団地造成事業の施行に関する書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくして、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確定することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達した

(測量のための標識の設置)

第二十六条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者は、施行者は、工業団地造成事業の施

(監督)

第二十八条 国土交通大臣は施行者である都県に対し、都県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた

施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つてないないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該施行計画の変更又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

3 国土交通大臣は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者であつた者に対し、造成工場敷地の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者であつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならぬ。

2 第二十九条 国土交通大臣は施行者に対して、都県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長に対して、都県知事は施行者である、若しくは施行者であつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関する、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(審査請求)

第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

(不動産登記法の特例)

第三十一条 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、

政令で不動産登記法(平成十六年法律第百二十号)の特例を定めることができる。

(政令への委任)

第三十二条の三 この章に特に定めるものほか、この章の規定によりすべき公告の方針その他のことの規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第三章 雜則

(国の援助)

第三十二条 国は、近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他(宅地の造成等についての配慮)の援助に努めるものとする。

第三十二条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づいて一団地の宅地を造成する場合においては、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるよう配慮するものとする。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十条

第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生を生(同法第一条第六号に規定する財政の再生をいう)が合理的に達成することができると認められる限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。(地方税の不均一課税に伴う措置)

第三十三条の二 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百六号)第五条の規定その他の政令で定める法律の規定が適用される場合を除き、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した

者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地ある土地の取得に対する不動産取扱い又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるとき

きは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国有財産の売払代金等の特約)

第三十四条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)は、近郊整備地帯内又は都市開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む)又は電気供給業若しくはガス供給業を営む者に対し、その事業に必要な工場又は政令で定める他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、近郊整備地帯整備計画又は当該都市開発区域内に係る都市開発区域整備計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徵し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

(事務の区分)

第三十五条の三 第十九条第二項の規定により都県が処理することとされている事務(都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。

第三十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

整備地帯整備計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域整備計画に照らして適当であると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

(権限の委任)

第三十六条 第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

第四章 罰則

2 第二十六条第二項の規定により市町村が施工場敷地に係るものに限る。)は、地方自治体が施工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十八条 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

1 第二十四条第一項の規定に違反して、同項に承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

(罰則)

2 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

3 第二十五条第二項の規定により付した条件に違反した者

(罰則)

2 第二十五条第二項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

1 第二十五条第二項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

2 第二十五条第二項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

3 第二十五条第二項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者に付する。

(罰則)

第三十九条 第二十五条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(罰則)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務又は財産に關し、第三十六条又は第十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

1
附 則 抄
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三十五年六月三〇日法）

附則(昭和三五年六月三十日法第十一
抄)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から
(施行期日)

（経過規定）施行する。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理

大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ず

る処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相違規定に基づいて、自治大臣がし、又

消防の相当規定に基いて、日本水道は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前とのそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣

若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対して
した許可、認可その他これらに準ずる処分の申

請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自

治大臣又は消防庁に対にしてした許可、認可その也二れらに准ずる処分の申請、届出その他の手

他これらは満てる处分の申請 届出その他の行為とみなす。

附則（昭和三七年五月一六日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし（施行期日）

し、改正後の第三十条の規定は、行政不服審査法の施行の日から適用する。

附則（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月をこ

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布

の日から起算して一年をこえない範囲内において改令で定める日から施行する。

て政令で定める日から施行する

第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条

第一項第一号及び第二項並びに第三十一条か

（第三十五条までの改正規定 第三十三条の次に一条を加える改正規定 第三十三条の二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）
（経過措置）

2 首都圈整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圈整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、從前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圈整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。

3 この法律の施行の際現に施行されている工業団地造成事業については、この法律による改定後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条の二から第十四条の四までの規定は、適用せず、また、政令で、同法中事業計画及び処分管理計画に関する規定並びに工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合の公共施設の管理及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する規定を適用しない旨を定め、又はこれらの規定の特例を定めることができる。

附 則	(昭和四九年六月一日法律第六十九号)抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (昭和四九年六月二六日法律第六十九号)抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)
(施行期日)	第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊綠地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る法律、不動産の鑑定評価に関する法律(不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む)、マサニガタ法、水資源開発公団法(以下「国土総合開発法等」と総称する)の規定により国の機関が行った許可、承認、指定その他の処分又は通知その他他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年六月一六日法律第七)

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行他の地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に当該議院の同意を得ることに係る部分に限る。（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

第一条中自然公園法附則第九条及び第十項に係る部分を除く。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 施行日前に第六十条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置

正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十八条第一項の規定により建設大臣が都県に対してもした命令若しくは都県知事がその他の施行者に對してした命令又は同条第二項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してもした命令は、それぞれ第六十条の規定による改正後の同法第二十八条第二項の規定により建設大臣が都県に対してもした要求若しくは都県知事がその他の地方公共団体に対してもした要求又は同条第四項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してもした要求とみなす。

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）から施行する。

第一百六十二条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

第一百六十三条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

第一百六十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に行政庁が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

附則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号)

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二二日法律第九四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日